

令和 2 年度 事業計画書

社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会

目 次

基本方針	P 1
重点目標	P 1～2
1 財政基盤の確立及び経営の強化	
2 地域福祉活動の充実	
3 相談支援及び権利擁護体制の充実	
4 介護保険・障がい福祉事業の安定経営	
事業内容	
1 法人の組織機能及び経営の強化	P 3
(1) 組織体制等の充実強化	
(2) 経営の強化	
(3) 施設の管理体制の充実	
2 福祉意識の啓発と福祉学習の推進	P 3～4
(1) 福祉情報の発信	
(2) 福祉意識の啓発	
(3) 福祉学習の推進	
3 住民参加・参画による地域福祉活動の強化、支援	P 4～6
(1) 地域福祉活動の強化と生活支援ネットワークづくり	
(2) ボランティア・市民活動の育成・支援	
(3) 福祉団体・当事者組織の活動支援、協力	
4 在宅福祉サービスの充実	P 6～8
(1) 高齢者福祉事業の充実	
(2) 障がい者福祉事業の推進	
(3) 介護保険事業の充実と健全経営	
(4) 子育て支援・児童福祉に関する事業の推進	
5 利用者支援活動の推進	P 8～9
(1) 総合相談事業の充実	
(2) 鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」	
(3) 生活福祉資金貸付事業の推進	

《基本方針》

今日、少子・高齢化の進展や家族形態・家庭の役割の変化により地域コミュニティの衰退が叫ばれ、地域社会からの孤立によって生活課題が深刻化し社会問題となっています。

そうした中、本市の地域福祉推進を担う中核組織として本会の役割の重要性が一層問われています。

このような状況のもと、前年度施行された鳥取市地域福祉推進計画（第2次鳥取市地域福祉計画・第4次鳥取市地域福祉活動計画）を着実に実施し、基本理念である「みんなで支え合い いつまでもいきいきと 自分らしく暮らしつづけることができる 福祉のまちづくり」の実現に向け、地域住民を始め各種団体、行政と連携・協働し、地域の課題解決を図ります。

また、福祉サービス利用者へ寄り添い利用者本位のサービス利用を援助し、日常生活自立支援事業や法人後見事業による要支援者の自立支援と権利擁護を推進するとともに、総合相談を始め各種事業を実施し、出来る限り地域で自立した生活を送ることが出来るように支援します。

介護保険等サービス事業においては、新たに受託した地域包括支援センターと連携して着実な事業経営に努め、安全で質の高いサービスを提供します。

さらに、子どもから高齢者まで皆が住み慣れた地域で支え合いながら、生きがいを持ち安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現とともに、多発する自然災害における地域防災・減災の取り組みや住民同士が相互に支え合い助け合う「地域共生社会」の体制づくりの構築により、事業運営計画(令和2～6年まで)に沿った、総合的な事業展開に努めてまいります。

《重点目標》

1 財政基盤の確立及び経営の強化

本会の組織基盤の確立と事業の充実を図るには、財政基盤の確立が不可欠であり、事業運営計画に沿った経営の強化に努めます。また、各事務事業の見直しによる経営改善を進め、各種積立資産の効率的運用を図るとともに、必要な人材の確保、育成により着実な事業の実施と健全経営に努めます。

- (1) 組織体制の見直し
- (2) 健全な財政運営
- (3) 人材の確保・育成

2 地域福祉活動の充実

地域福祉の推進に向けて、引き続き地域福祉活動に携わる活動団体、地域住民の方々のご協力、ご参画をいただき各関係機関等と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

また、多様化する福祉課題の解決に向けて、専従のコミュニティ・ソーシャル・ワーカーの配置を行い、各総合福祉センター地域福祉担当、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）と共に生活支援が必要な人たちを支援するための見守りや地域とのつながりを作るためのセーフティーネットの確立、支援体制の構築に向けて、地域との住民活動

への協働支援を進めていきます。

- (1) 鳥取市地域福祉推進計画（期間：平成 31 年度から 6 年間）の着実な実行
- ⑨ (2) ランドセルリサイクル事業の実施
- (3) 地域の実態に即した地域福祉事業の見直し

3 相談支援及び権利擁護体制の充実

専門機関である鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」、鳥取市基幹相談支援センター、障がい者支援センター「そよかぜ」、相互の連携により、高齢者、障がい者、生活困窮者など様々な分野の相談に対して、情報提供や関係機関との連絡調整を図り、誰もが住み慣れた地域に安心して暮らし続けられるよう取り組みます。

また、判断能力が不十分な人の意思決定を支援する成年後見事業等を引き続き推進するとともに、今後の成年後見制度利用のニーズ拡大を踏まえ、市民後見人の養成を図り受け皿確保に努めます。

- (1) 各相談機関との連携強化
- (2) 権利擁護に関する地域連携ネットワークへの参画

4 介護保険・障がい福祉事業の安定経営

利用者の減少及び報酬改定等に伴う介護保険事業収入の減少が進む中、職員一丸となつてより効率的、効果的かつ適切で安定した事業経営に努めるとともに、利用者本位の質の高いサービスを提供します。

- ⑨ (1) 鳥取西部地域包括支援センター事業の運営（市受託 R2.10 予定）
- (2) 介護職員処遇改善加算の継続

《事業内容》

1 法人の組織機能及び経営の強化

(1) 組織体制等の充実強化

①理事会、評議員会の運営

- ・理事会、評議員会の開催
- ・役職員研修の実施及び各種委員会の開催
- ・本会事業の情報提供の充実

②事業の経理・庶務の効率的実施

- ・社会福祉法人会計基準に基づく適正な経理処理
- ・諸規程の整備及び見直し

③人材の確保と育成

- ・職員研修及び派遣の実施
- ・人材確保と適正配置

④防災体制及び災害対策(復旧・支援)の年次的整備

⑤社会福祉法人連絡会の立ち上げ

(2) 経営の強化

①公費財源、助成金等の確保

- ・行政への説明責任と協力体制の強化
- ・民間補助、助成金等制度の情報収集と活用

②会費、寄附金の確保

- ・会員制度の周知と加入促進
- ・寄附金の使途選択制の周知

③介護保険事業等収入の確保

- ・経営改善と安定的な収入の確保

(3) 施設の管理体制の充実

①指定管理者としての施設の管理運営

- ・老人福祉センター管理運営 (2施設: 佐治、鹿野)
- ・高齢者生活福祉センター「やすらぎ」の管理運営 (青谷)
- ・生活支援ハウスの管理運営 (青谷)
- ・市障害者福祉センター「さわやか会館」の管理運営
(リハビリプール等運営事業含む)

②自己保有施設の管理運営

- ・老人福祉センターの管理運営 (4施設: 国府、河原、気高、青谷)

2 福祉意識の啓発と福祉学習の推進

(1) 福祉情報の発信

①広報紙「さざんか」の発行 (4回、全戸配布)

②総合福祉センターだよりの発行 (4回、新市域)

③ホームページによる情報発信 (<http://www.tottoricity-syakyo.or.jp/>)

(2) 福祉意識の啓発

①市社会福祉大会の開催（市と共催）

改②地域福祉川柳（5・7・5）コンテストの実施

募集対象を小学生とする

(3) 福祉学習の推進

①ふくしボランティア体験事業（総合福祉センター統一事業）の実施

- ・本会運営施設、福祉施設を対象とした体験（保育所、高齢者・障がい者施設）
- ・地域、学校、企業・事業所等を対象とした福祉教育・ボランティア活動支援事業
- ・福祉学習の手引き活用

②図書カードの贈呈（小中学校）

③大型絵本の贈呈（対象：幼稚園、保育園、児童館（保育型）、届出保育施設等）

④幼稚園、保育園、届出保育施設等を対象とした助成事業の実施

物品等購入助成（上限1万円）

3 住民参加・参画による地域福祉活動の強化、支援

(1) 地域福祉活動の強化と生活支援ネットワークづくり

①鳥取市地域福祉推進計画の推進

鳥取市地域福祉推進計画（期間：平成31年度から6年間）の推進

②地域支え合い推進員の配置（生活支援コーディネーター配置事業）（市受託事業）

・配置体制：生活支援コーディネーター（8名）

③地域・福祉活動コーディネーターの設置（市補助事業）

④いのちのバトン事業の推進

⑤地区社会福祉協議会活動費の助成（全41地区）

⑥地区社会福祉協議会活動総合支援事業の実施

⑦事業別ブロック研修会の開催3ブロック（鳥取・東部地域、南部地域、西部地域）

⑧ふれあい型食事サービス事業の推進

⑨愛の訪問協力員設置事業の推進

⑩となり組福祉員設置事業の推進

⑪ふれあい・いきいきサロン事業の推進（一部市補助事業）

⑫レクリエーション用具貸出事業の実施

⑬福祉有償運送事業の実施

・事業所：佐治町総合福祉センター（佐治、用瀬地域対象）

⑭公共交通空白地有償運送事業（循環バス）の実施（市補助事業）

・事業所：福部町総合福祉センター

⑮わが町支え愛活動支援事業（市・県社協助成事業）の推進

⑯支え愛マップ作成支援助成事業の推進

⑰⑱ランドセルリサイクル事業の実施

(2) ボランティア・市民活動の育成・支援

①鳥取市ボランティア・市民活動センター運営事業（市受託事業）の実施

- ・ ボランティア・市民活動に関する相談
 - 1) ボランティアの相談
 - 2) 助成金相談会 月 2 回・随時
 - 3) NPO 相談会 月 1 回・随時
- ・ ボランティア・市民活動情報の収集及び提供
 - 1) 情報コーナー(イベント、助成金、講座など)
 - 2) 情報紙「トリボラ通信」の発行 年 4 回 (5 月、8 月、11 月、2 月)
 - 3) イベント情報配信メールの発行 月 2 回 (第 2、第 4 水曜日)
 - 4) 助成金情報紙の発行 月 1 回
 - 5) ホームページ、ブログ、LINE での情報提供
 - 6) 市報、社協「さざんか」、新聞等の広報
 - 7) ボランティア情報誌の発行
- ・ ボランティア・市民活動に係る普及・啓発
 - 1) とりぼらカフェ開催の充実
 - 2) 市民活動の周知に関する事業、イベントの開催
 - 3) 出前講座の開催
- ・ ボランティアの登録制度の推進
- ・ ボランティア・市民活動の支援
 - 1) 会議室やロッカー、情報ボックス等貸出し
 - 2) 情報紙「トリボラ通信」、ブログ、LINE を通じた活動紹介
 - 3) 市民まちづくり提案事業助成金 (市民活動促進部門)
- ・ ボランティア・市民活動に係る育成
 - 1) はじめてみませんか?～ボランティア入門講座 随時
 - 2) かんたんなレクリエーション講座 年 4 回
 - 3) 市民活動のためのチラシ作成ワンポイント講座 年 1 回
 - 4) NPO 法人事務説明会&相談会&助成金事業説明会 (協力) 年 1 回
- ・ 各種関係 (専門) 機関との連携
- ・ 各種保険の受付、相談
 - 1) 社会奉仕活動等補償制度の受付
 - 2) ボランティア活動保険の受付
 - 3) ボランティア行事用保険の受付
 - 4) 各種事故報告の受付
- ② ボランティアバスの運行 (市受託事業)
 - ・ 運行 (3 台) 日曜～土曜。午前 9 時～午後 4 時運行
- ③ 各種講習会の開催 (点訳・音訳・手話)
- ④ ボランティア体験事業 (県社協共催) の実施
- ⑤ 災害時におけるボランティア支援体制の確立

(3) 福祉団体・当事者組織の活動支援、協力

- ① 活動助成の支援
- ② 事務局の運営 (団体及び団体支部組織 : 54)

地域	団体名
鳥取 (14)	市地区社会福祉協議会連絡会、市民生児童委員協議会、市老人クラブ連合会 住民組織連絡会、市連合母子会、市遺族連合会、市子ども会連合会 鳥取地区保護観察協会、市保育園後援会連合会 鳥取県共同募金会鳥取市共同募金委員会、市手をつなぐ育成会 市肢体不自由児者父母の会、市身体障害者福祉協会、市身体障害者福祉協会連合会
国府 (7)	国府町地域福祉推進協議会、市国府町民生児童委員協議会 市老人クラブ連合会国府町支部老人クラブ、市国府町赤十字奉仕団 国府町身体障害者福祉協会、市国府町地域遺族会 日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区国府町分区
福部 (4)	福部町社会福祉協議会、市老人クラブ連合会福部町支部老人クラブ 市福部町赤十字奉仕団、日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区福部町分区
河原 (6)	河原町地域福祉推進協議会、市老人クラブ連合会河原町支部老人クラブ 市河原町赤十字奉仕団、河原町身体障害者福祉協会、河原町ボランティアの会 日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区河原町分区
用瀬 (5)	用瀬町社会福祉協議会、市老人クラブ連合会用瀬町支部老人クラブ 市用瀬町赤十字奉仕団、市用瀬町身体障害者福祉協会 日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区用瀬町分区
佐治 (6)	佐治町社会福祉協議会、鳥取市老人クラブ連合会佐治町支部老人クラブ 佐治町戦没者遺族会、佐治町身体障害者福祉協会、市佐治町赤十字奉仕団 日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区佐治町分区
気高 (3)	市老人クラブ連合会気高町支部老人クラブ、気高町身体障害者福祉協会 日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区気高町分区
鹿野 (4)	鹿野町社会福祉協議会、市老人クラブ連合会鹿野町支部老人クラブ 鹿野町身体障害者福祉協会、日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区鹿野町分区
青谷 (5)	青谷町社会福祉協議会、市老人クラブ連合会青谷町支部老人クラブ 青谷町身体障害者福祉協会、青谷町手をつなぐ育成会 日本赤十字社鳥取県支部鳥取市地区青谷町分区

③慰霊祭事業

- ・実施地域：鳥取、国府、河原、用瀬、佐治

4 在宅福祉サービスの充実

(1) 高齢者福祉事業の充実

①敬老事業への助成（市補助事業）

- ・75歳以上の高齢者に一人あたり1,270円助成

②老人の明るいまち推進事業（市受託事業）の実施

- ・実施地域：全市、佐治、気高、鹿野

各種趣味の教室の開設（14教室）、高齢者作品展の開催（1回）

囲碁・将棋大会（1回）、グラウンドゴルフ大会の開催（2回）

ペタンク・ラージボール・ユニカール講習会の開催（1回）

世代間の交流事業の推進（各地区社会福祉協議会主催）

- ③高齢者介護予防支援バス運行事業（市受託事業）の実施
 - ・ 高齢者介護予防支援バスの運行（3台）月曜～金曜 午前9時～午後4時運行
- 改④公共交通機関等利用助成事業（市受託事業）の実施
 - 利用人数の変更（20人以上から10人以上）
- ⑤鳥取ファミリー・サポート・センター生活援助型（市受託事業）の実施
 - ・ 協力会員講習会（年3回）開催
 - ・ 交流会（全会員対象）開催
 - ・ 協力会員ブロック交流会（年2回）開催
 - ・ ファミサポ合同ブロック交流会
 - ・ 出張説明会
 - ・ サブリーダー会（月1回）開催
 - ・ 各総合福祉センター窓口設置
 - ・ 市、関係機関との連携、全市的な事業の推進
 - ・ センターだより、ファミサポ通信の発行
- ⑥介護予防事業の実施
 - ・ 各種介護予防事業等の実施
- ⑦金婚・ダイヤモンド婚祝賀式典の開催（市と共催）
 - ・ 3ブロック（鳥取・東部地域、南部地域、西部地域）で開催
- ⑧ふれあいデイサービス事業（市受託事業）の実施
 - ・ 実施地域…鳥取、国府、佐治、気高、鹿野
- ⑨高齢者買い物支援事業の実施
- ⑩常設型サロン開設支援事業の実施
- ⑪老人福祉センター活用サロン事業（国府、佐治、気高、鹿野、青谷）の実施

(2) 障がい者福祉事業の推進

- ①コミュニケーション支援事業（市受託事業）の実施
 - ・ 手話通訳者の設置
 - ・ 電話リレーサービス事業
- ②障がい者福祉サービス事業の実施
 - ・ 生活介護事業（鳥取）
 - ・ 放課後等デイサービス事業・児童発達支援事業「多機能型」（鳥取）
 - ・ 就労継続支援事業B型（用瀬、青谷）
 - ・ デイサポート事業（鳥取）（公益事業）
- ③障がい者相談支援事業の実施
 - ・ 相談支援事業（市受託事業）
 - ・ サービス等利用計画作成
 - ・ 地域移行支援・地域定着支援
- ④鳥取市基幹相談支援センター（市受託事業）の実施
- ⑤障がい者福祉バス運行事業（市受託事業）の実施

(3) 介護保険事業の充実と健全経営

- ①老人デイサービス事業の実施

- ・通所介護・第1号通所事業（国府、福部、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷、青谷「しいの実」〔第1号〕）
- ②居宅介護支援事業（国府、福部、河原、佐治、気高、鹿野、青谷）の実施
- ③訪問看護事業の実施
 - ・訪問看護・介護予防訪問看護事業（青谷「訪問看護ステーションやすらぎ」）
- ④小規模多機能型居宅介護事業（佐治「とちの実」、青谷「ほのぼの」）の実施
- ⑤地域包括支援センター事業（市受託事業）の実施
 - ・鳥取南地域包括支援センター
 - ・鳥取西部地域包括支援センター（R2.10月予定）

(4) 子育て支援・児童福祉に関する事業の推進

- ①鳥取ファミリー・サポート・センター育児型（市受託事業）の実施
 - ・ファミサポ説明会・出張説明会の開催
 - ・育児サポート基礎研修会の開催（年2回）
 - ・全会員対象交流会（1回）
 - ・依頼会員対象の託児体験を「ファミサポ広場」で実施
 - ・提供・両方会員対象の研修会、交流会
 - ・サブリーダー会（毎月1回）の開催
 - ・公共施設での託児「ファミサポ広場」を実施（月1回）
 - ・救命救急講習会（依頼会員向け）
 - ・ファミサポ合同ブロック交流会
 - ・センターだよりの発行
 - ・各総合福祉センター窓口設置
 - ・県、市の各関係機関との連携、全市的な事業の推進
- ②児童・青少年福祉事業の実施
 - ・子どもの遊び場整備助成
 - ・母子及び父子世帯高等学校入学激励金支給事業

5 利用者支援活動の推進

(1) 総合相談事業の充実

- ①各種相談の開設（弁護士、司法書士、人権、行政、身障、教育）
 - 本庁、各総合福祉センターで実施
- ②生活困窮者自立支援事業への連携、協力
- ③福司サポートナビ（法テラス鳥取との共催事業）
 - ・福祉と司法が連携した相談所の開設
- ④えんくるり事業（県内社会福祉法人との協働事業）の実施
 - ・生計困難者に対する相談支援
- ⑤ふくしなんでも相談所事業の実施
 - ・市民の方の「困った」を受け止める相談窓口
- ⑥鳥取市地域福祉相談センター（市受託事業）の実施
 - ・福祉に関する相談を一旦丸ごと受け止める相談窓口を各総合福祉センターに開設

(2) 鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」

①日常生活自立支援事業（県社協受託事業）の実施

- ・福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類など預かりサービス
- ・潜在的なニーズの発掘（各総合福祉センター担当職員との連携）
- ・関係機関と連携した支援
- ・内部審査会の開催

②成年後見事業（市補助事業）の実施

- ・法人後見の受任
- ・首長申立ての手続き支援
- ・相談及び申立て手続き支援
- ・成年後見制度の周知
- ・関係機関と連携した支援
- ・法人後見運営委員会の開催

③市民後見人養成事業（市受託事業）の実施

- ・市民後見人養成講座の開設
- ・市民後見人養成講座修了者の受入れ
- ・市民後見人の後見活動への支援

(3) 生活福祉資金貸付事業の推進（県社協受託事業）

①総合支援資金の貸付

②福祉資金（福祉費・教育支援資金・緊急小口資金）の貸付

③不動産担保型生活資金の貸付

④要保護世帯向け長期生活支援資金の貸付

⑤臨時特例つなぎ資金の貸付

⑥生活復興支援資金の貸付